社会福祉協議会といっしょに、 安心して心豊かに暮らせるまちを 創りましょう 次のページから、そのための ヒントが満載 みんな、読んでね〜

概要版

第3次

坂東市地域福祉活動計画

社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会



計画策定の背景

超高齢社会となって久しい我が国では、団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となり、認知症の発症割合や介護や医療の必要性が急激に高まる2025年問題、高齢の親が引きこもり状態の子どもの世話を続ける8050問題、介護と育児が同時期に重なるダブルケア問題など、複雑化・多様化する生活課題や、近年の激甚化する地震や風水害に代表される自然災害に対する防災・減災の取組など、従来の福祉の仕組みでは十分な対応が困難な問題が山積しています。私たちは、それらの問題解決に、新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を前提としながら取り組んでいく必要があります。

世界では、持続可能でよりよい社会を実現するための目標(SDGs)を記載した「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」が平成27年(2015年)9月、国連サミットにおいて採択され、国は、社会的課題を乗り越えるため、支え合いの基盤を再構築し、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくることを基本的な考えとして必要な法整備等を行い、坂東市は、「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」を基本理念とした「坂東市地域福祉計画(第3次)」を令和2年3月に策定し、市民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくりを進めています。

坂東市社会福祉協議会では、市の計画が示すまちづくりの方向性に呼応し、私たちが直面するこれらの課題に取り組み、市民が地域で安心して暮らせる「地域共生社会」づくりを進めるため、第2次坂東市地域福祉活動計画の最終年度である令和2年度に、第3次坂東市地域福祉活動計画を策定することとしました。

第3次坂東市地域福祉活動計画とは

計画の位置づけ



- 地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に位置づけられている市町村社会福祉 協議会が中心になり策定される計画です。
- 坂東市地域福祉活動計画は、茨城県社会福祉協議会の「地域福祉活動推進プラン」 との間に連携・協働・支援の関係、坂東市の「地域福祉計画」とは連携・協働の関 係があります。

係があります。 連携·協働 茨城県 坂東市 茨城県社会福祉協議会 支援 【地域福祉計画】 【地域福祉支援計画】 【地域福祉活動推進プラン】 市が地域の解決すべき課題と必要 地域福祉の向上と市町村地域 市町村社協への支援をはじめとする なサービスの現状を明らかにし、 サービスを提供する体制を計画的 福祉計画の推進を支援するた 県社協の役割や進むべき方向、取り めに県の推進すべき施策の方 組むべき事業などを示す。 こ整備することを内容とする。 向性を示す。 連携・協働 坂東市社会福祉協議会 連携・協働・支援 【地域福祉活動計画)

社会福祉法 第109条

計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間です。



計画の策定体制





- 地域住民や地域の多様な団体の代表者などからなる第3次坂東市地域 福祉活動計画策定委員会を組織し、計画案の審議を行いました。
- 令和元年度に「地域福祉ネットワーク事業アンケート調査」を、また令和2年度に社会福祉協議会の各支部のご意見の書面聴取を行い、地域福祉に関する住民の意見や生活課題の把握に努め、計画策定に活かしました。

地域福祉をめぐる坂東市の現状と課題

■人口

総人口は年々減少していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

資料:坂東市

(各年4月1日時点)



■高齢者世帯

令和2年のひとり暮らし 高齢者数は564人です。 また、204人が在宅ねた きり高齢者等介護慰労金 を受給しています。

資料:坂東市

(各年4月1日時点)

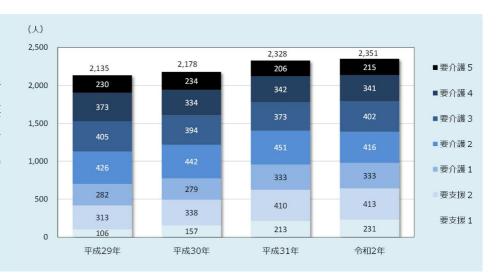


■介護認定

要支援及び要介護の認定者 の総数は、介護度の低い要 支援1から要介護1までを 中心に、徐々に増加してい ます。

資料:坂東市

(各年3月31日時点)

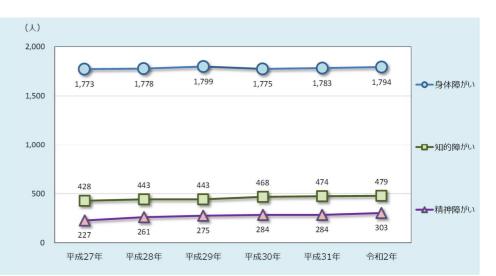


■障がい者

身体障がい(身体障害者手帳所持者)は大きな変化はありませんが、知的障がい(療育手帳所持者)と精神障がい(精神障害者保健福祉手帳所持者)が年々増加しています。

資料:坂東市

(各年4月1日時点)



地域福祉ネットワーク事業アンケート調査(令和元年実施)から

●日常生活で困っていること

(複数回答 回答者数 246 人)

1位は「体力や筋力の維持」(46.3%) 2位は「家の周りの環境整備」(43.1%) 3位は「屋内での簡単な修理や修繕」(26.0%)

60% 20% 40% 体力や筋力の維持 46.3% 家の周りの環境整備 43.1% 26.0% 屋内での簡単な修理や修繕 買い物 24.0% 外出 19.9% 掃除や整理整頓 19.5% ゴミ出し 18.7% 市役所等での手続き 18.3% 13.0% 食事の準備や後片付け

●あったら良いと思うサービス

(複数回答 回答者数 924 人)

1位は「庭の手入れ」(21.4%) 2位は「安否確認の声かけ」(14.7%) 3位は「送迎サービス」(14.4%)



日常生活で困難を感じている、体力を使う作業や移動に関するサービスに高いニーズ

計画の理念と目標





基本理念

みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち

包括的な支援体制を整備し、福祉サービスの充実を図るとともに、市民、団体、事業者、行政それぞれが協働して地域の課題に取り組むことで、「地域共生社会」の実現を目指します。多様化・複雑化が進む地域の生活課題は解決がますます難しくなる一方で、新たな感染症が私たちの日常生活に不安の影を落とす現在、地域全体が力を合わせ、新しい生活様式を生み出し支え合うことは、安心した生活を取り戻すために極めて重要になっています。

第2次坂東市地域福祉活動計画では、一人ひとりの市民の主体的、自立的な活動を 重視したまちづくりを、基本理念「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるま ち」のもとで進めてきました。この理念は、今の私たちがこれからの5年間を見据え 掲げるべき理念として、5年前以上にその価値を高めています。従って、第3次坂東 市地域福祉活動計画は、第2次計画の基本理念を踏襲します。

基本目標I

ひとづくり 地域福祉への理解を深め、助け合う意識を高める

本市の地域福祉を更に進めるため、「ひとづくり」を基本目標 I として、福祉に関する情報の提供や福祉教育の推進、ボランティア活動活性化のための支援を進めていきます。

基本目標Ⅱ

地域づくり 互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる

「安心」を前提に、人々が交流できる機会を確保・拡大することに努めます。また、社会福祉協議会支部をはじめ、福祉に関係する組織や団体の活動支援並びに組織・団体間の連携強化のために必要な業務を担い、人や組織が互いの理解と尊重の上に立って支え合う地域づくりを推進します。

基本目標Ⅲ

しくみの充実 地域に暮らすすべての人に光をあてる

今後の福祉についての市民の声や変化する地域の課題にきちんと向き合い、解決を図るため、「相談・援護」、「見守り」、「連携」のそれぞれをテーマに、仕組みの充実を図ります。

基本目標IV

基盤の強化 事業の継続を確かなものとする

地域福祉を推進する中心的な担い手として社会福祉法に位置づけられた社会福祉協議会の組織、財政、人員の各体制について、それぞれ強化・充実を図ります。

目標1 地域福祉に関する情報提供と啓発

社会福祉協議会の「ホームページ」や「社協だより」などの従来型の広報媒体に加え、新たに SNS (Social Networking Service) などの媒体を通じたり、イベント等の開催の機会を活用した情報発信に努め、福祉活動やその動向について地域の方々に理解を深めていただけるよう努めます。

目標2 福祉教育・講座の充実・促進

福祉講座や研修等を充実し、住民参加による地域福祉活動、ボランティア活動の拡大につながる人材育成に努め、市民の参加を促進します。また、児童・生徒が「福祉」について、体験と学びができる機会をつくり、人を思いやる福祉の心に満ちあふれたやさしい社会の担い手となることを目的に、市内の各学校と連携し福祉教育活動を支援します。

目標3 ボランティア活動・災害時支援の連携体制の強化

平常時のみならず、災害発生時やその後の復旧時などの緊急時におけるボランティアの存在はますます大きく重要となっています。社会福祉協議会のボランティア登録者数はゆるやかな増加傾向にありますが、その歩みをより確かなものとするため、ボランティア活動に関心がある人が気軽に活動に加わっていただけるよう、活動情報の提供や活動の場・機会づくりを進めるとともに、ボランティアセンターなど既存の体制の強化を図ります。

基本目標Ⅱ

地域づくり 互いを認め尊重し、支え合う機運を広げる

目標1 交流機会の確保・拡大

「安心」第一を前提に、地域における交流会やイベントを企画・実施します。また、世代を超えた交流、同じ悩みを持つ人たちの交流など、様々な交流の形づくりに努めます。

目標2 関係機関・団体への支援

障がいのある当事者団体への支援や地域福祉に関わる団体の運営を行うとともに、団体間の連絡調整を通じた連携体制の強化を図ります。また、関係機関や団体のニーズの定期的な把握に努めます。

目標3 健康づくり・生きがいづくり活動の促進

健康づくりや生きがいづくりは、人との関わりがあることで活動の成果が得やすくなるという側面があります。そうした点を踏まえ、地域づくり活動の一環として「ふれあいサロン」をはじめとする様々な活動を行い、市民の健康や生きがいづくりを支援します。

目標4 地域福祉ネットワーク事業の推進

地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える生活支援・介護予防サービスの充実のために、 支え合いの仕組みづくりの充実・強化を図る生活支援体制整備事業を推進します。

基本目標皿

しくみの充実 地域に暮らすすべての人に光をあてる

目標1 相談体制や援護活動等の充実

複合的な福祉課題に総合的に対応する相談機関として、地域包括支援センター運営事業の充実を図ります。また、日常生活の心配ごとや悩みごと、生活課題を抱えた人に応ずる相談や援護活動、自立支援事業を推進します。

目標2 要援護者への支援や見守り活動等の推進

多くの市民があったらよいと望む「安否確認の声かけ」や「送迎サービス」に応える取組、自身の権利を自身で十分守ることができない人のための権利擁護活動の充実を図ります。

目標3 連携体制の強化

行政や市内の社会福祉関係機関や団体、専門機関などとの連携を強化し、協働して福祉課題の解決を 図れる体制づくりを進め、地域福祉活動を推進する仕組みの充実を図ります。

基本目標IV

基盤の強化 事業の継続を確かなものとする

目標1 組織体制の充実

公共性の高い民間団体の性格を持つ組織として求められる、主体的な経営判断や事務局の整備強化、 運営の透明性の確保を図ります。また、業務継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定と、 非常時に備えた体制づくりへの準備の検討を実施します。

目標2 経営基盤の安定化

地域福祉活動を推進するにあたり、募金運動の推進や新規会員の加入促進、受託事業や指定管理者制度への取組、介護保険事業の運営により自主財源の確保に努めるとともに、基金の効果的な運用により経営基盤の安定化を図ります。

目標3 職員の資質向上

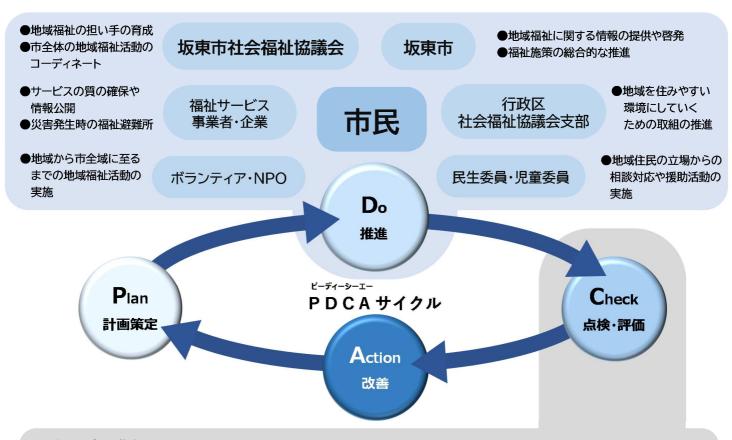
事業の確実な推進を図るため、研修の実施や外部の福祉大会への参加、更に福祉に関する資格取得の 促進などを通じ、職員の資質の向上を図ります。



計画の推進体制

「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」を実現するためには、地域福祉活動の主役となる市民と行政区などの地域の組織や団体、民生委員・児童委員、福祉活動を展開するボランティアや NPO、福祉サービス事業者や企業が担い手となり相互に連携し、

行政、社会福祉協議会の支援を受けながら、協働して地域の生活課題を解決していくことが大切です。 そうした多くの担い手により推進される地域福祉活動の進行管理は、PDCA サイクルにより行います。



●計画の主要指標

	事業名	令和7年度目標値
1	地域福祉ネットワーク事業の推進	協議の場:年2回(第1層)、3回(第2層)
2	ふれあいサロン事業の発展強化	登録団体数:50団体(令和2年度41団体)
3	災害ボランティアセンターとボランティア育成の推進	ボランティア登録者:60人
4	日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、推進	連携推進に対応できる環境の整備
5	生活困窮者の支援	関係事業との融合化による相乗効果の発揮
6	認知症及びフレイル予防対策	予防プランの実施:月2回、参加者16人

第3次坂東市地域福祉活動計画

令和3年(2021年)3月 社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会

<本所>

<支所>

茨城県坂東市山 2721(猿島福祉センターほほえみ内)

電話 0297(35)4811 FAX 0297(36)2355

電話 0280(88)1000/0297(44)2943 FAX 0280(88)1041

URL https://www.bando-shakyo.jp/